

## 第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

**A-1** 海上移動業務の無線局の予備免許及び予備免許中の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。  
(1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5) 運用許容時間
- 2 無線局の予備免許を受けた者は、電波の型式、周波数若しくは空中線電力又は工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 無線局の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。(注)  
注 別に定める目的の変更は、これを行うことができない。
- 4 総務大臣は、無線局の予備免許を与えるときに指定した工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、その無線局の免許を拒否しなければならない。

**A-2** 海上移動業務の無線局の落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出、その電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るもの）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び遭難通信責任者の要件に係るもの）及び員数について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るもの）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び遭難通信責任者の要件に係るもの）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。

**A-3** 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について述べたものである。電波法（第25条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、**A** 場合その他総務省令で定める場合に必要とされる **B** に関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第2項第5号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ② ①に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を**C** の目的のために利用し、又は提供してはならない。

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の有効利用	第三者の利用
2 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信又は輻輳	第三者の利用
3 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の有効利用	①の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信又は輻輳	①の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外

A-4 次に掲げる事項のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- 2 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- 3 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であり、無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられていること。
- 4 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

A-5 次の記述は、インマルサット船舶地球局の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第40条の4）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

インマルサット船舶地球局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。
- (2) 自局の識別表示は、容易に A こと。
- (3) 遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
- (4) 電源電圧が定格電圧の（±） B において変動した場合においても、安定に動作するものであること。
- (5) 電源の供給の C である場合は、継続して支障なく動作するものであること。
- (6) 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。

A	B	C
1 変更できる	10パーセント以内	中断が5分以内
2 変更できない	20パーセント以内	中断が5分以内
3 変更できる	20パーセント以内	中断が1分以内
4 変更できない	10パーセント以内	中断が1分以内

A-6 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の A （以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（注2）を行ってはならない。ただし、 B 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② C の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。
- ③ 無線局の免許人は、①の主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 無線設備の操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線電信
2 無線設備の操作を行う者	船舶が航行中であるため	無線電信
3 無線設備の操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
4 無線設備の操作を行う者	船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信

A-7 無線局等に対する混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A-8 海上移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第55条及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式、周波数及び空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。  
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

A-9 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、□A、かつ、□Bに対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Cを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A-10 次の記述は、非常時運用人による無線局の運用について述べたものである。電波法（第70条の7）の規定に照らし、  
□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局（注1）の免許人等（注2）は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、□ A ことができる。

注1 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下同じ。

2 免許人又は登録人をいう。以下同じ。

② ①により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、非常時運用人（注3）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める□ B なければならない。

注3 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下同じ。

③ ②の免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、  
□ C を行わなければならない。

A	B	C
1 当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項を総務大臣に届け出	必要かつ適切な監督
2 当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項の記録を作成し、非常時運用人に無線局を運用させた日から2年間これを保存し	無線局の運用に 関し適切な支援
3 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項を総務大臣に届け出	無線局の運用に 関し適切な支援
4 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	事項の記録を作成し、非常時運用人に無線局を運用させた日から2年間これを保存し	必要かつ適切な監督

A-11 次の記述は、遭難警報の送信並びに遭難呼出し及び遭難通報の送信について述べたものである。無線局運用規則（第75条から第77条まで）の規定に照らし、□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 船舶が遭難した場合に船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して行う遭難警報は、電波法施行規則別図第1号の1に定める次の構成のものを送信して行うものとする。この場合において、この送信は、□ A して行うものとする。

同期 符号	呼出しの種類 (注1)	自局の 識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド (注2)	終了 符号	誤り検定符号
----------	----------------	-------------	-------	-------	-------	----------------	----------	--------

注1 コード番号「1 1 2」であること。

2 引き続いで行う通報の型式をコード化したこと。

② 無線電話により遭難通報を送信しようとする場合には、次の(1)から(3)までに掲げる区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、特にその必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合には、(1)の警急信号を省略することができる。

(1) 警急信号 (2) 遭難呼出し (3) 遭難通報

③ 遭難呼出しは、無線電話により、次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

(1) メーデー（又は「遭難」) 3回

(2) こちらは 1回

(3) 遭難している船舶の船舶局の呼出名称 3回

④ 遭難呼出しは、特定の無線局に□ B 。

⑤ 遭難呼出しを行った無線局は、□ C 、遭難通報を送信しなければならない。

⑥ 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

(1) 「メーデー」又は「遭難」 (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別

(3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項

A	B	C
1 5回連続	あてなければならない	遭難呼出しに対する応答を受信した後、直ちに
2 5回連続	あててはならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて
3 10回連続	あてなければならない	できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて
4 10回連続	あててはならない	遭難呼出しに対する応答を受信した後、直ちに

A-12 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の□A以上、□B、その機能を確かめておかなければならない。
- ② 電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、毎月1回以上、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。
- ③ 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□C以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。
- ④ ①から③までの義務船舶局等においては、それぞれの規定により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□Dに通知しなければならない。

A	B	C	D
1 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	毎月1回	船舶の責任者
2 航行中毎月1回	当該無線設備の試験機能を用いて	毎日1回	主任無線従事者
3 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	毎日1回	船舶の責任者
4 航行中毎月1回	当該無線設備により試験電波を発射して	毎月1回	主任無線従事者
5 航行中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月1回	船舶の責任者

A-13 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に□Aその他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が□Bまでの間（□Cによる緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③ □Cによる緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

A	B	C
1 陥った場合又は陥るおそれがある場合	終了する	モールス無線電信又は無線電話
2 陥った場合又は陥るおそれがある場合	終了する	デジタル選択呼出装置
3 陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置
4 陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話

A-14 海上移動業務の無線局の免許状及び証票に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、10日以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 無線局に備え付けておかなければならぬ免許状は、別に定める無線局を除き、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 4 船上通信局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。

A-15 遭難警報等を受信した海岸局等のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3、第81条の4及び第81条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）で聴守を行わなければならない。  
注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。
- 3 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

A-16 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について述べたものである。電波法（第105条及び第106条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① □Aが電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、□Bに処する。
- ② 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって□Cは、3月以上10年以下の懲役に処する。

A	B	C
1 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期懲役	遭難通信を発した者
2 無線通信の業務に従事する者	2年以上10年以下の懲役	救助を求める通信を発した者
3 無線従事者	1年以上の有期懲役	救助を求める通信を発した者
4 無線従事者	2年以上10年以下の懲役	遭難通信を発した者

A-17 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、□Aの伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の□B及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の□Bは、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、無線通信規則第22条（宇宙業務）の22.1に定める条件（宇宙局は、無線通信規則に基づいて要求されるときは、□Cすることができる装置を備え付けなければならない。）を満たさなければならない。

A	B	C
1 識別表示のない信号	無線設備	遠隔指令によりその発射する電波の周波数を直ちに変更
2 無線通信規則に定めのない略語	位置	遠隔指令によりその発射する電波の周波数を直ちに変更
3 無線通信規則に定めのない略語	無線設備	遠隔指令により電波の発射を直ちに停止
4 識別表示のない信号	位置	遠隔指令により電波の発射を直ちに停止

A-18 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、  
□ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、□ A において受信し、同様にこの通報に応答し、及び □ B 義務を負う。

- | A              | B                 |
|----------------|-------------------|
| 1 絶対的優先順位      | 直ちにいかなる電波の発射も停止する |
| 2 できる限り第一の優先順位 | 直ちに必要な措置をとる       |
| 3 絶対的優先順位      | 直ちに必要な措置をとる       |
| 4 できる限り第一の優先順位 | 直ちにいかなる電波の発射も停止する |

A-19 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な危険にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。
- 2 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信する非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 3 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信する重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。
- 4 遭難警報若しくは遭難呼出し及びそれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者又は移動局若しくは移動地球局の責任者の命令によってのみ送信する。

A-20 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持しなければならない。
- 3 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- 4 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャネル16）で聴守を維持しなければならない。
- 5 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。

B-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、□アならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) □イ 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、□ウのみを使用するもの
- (3) 空中線電力が□エである無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、□ウのみを使用するもの
- (4) □オ 開設する無線局

- 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければ 2 総務大臣の免許を受けなければ
- 3 発射する電波が著しく微弱な 4 小規模な 5 適合表示無線設備
- 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 7 1ワット以下 8 0.1ワット以下
- 9 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に 10 総務大臣の登録を受けて

B-2 次の記述は、無線電話通信における海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）及び無線局運用規則（第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

ア 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために船舶局の運用の停止を命令することができる。

ウ 船舶局は、海岸局又はその他の船舶局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局又は船舶局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

エ 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

オ 海上移動業務における呼出しへは、2分間の間隔をおいて2回反覆することができる。呼出しを反覆しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

B-3 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における□アに関する□イをいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、□ウを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
  - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
  - (2) 第二級海上無線通信士
  - (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの□エとする。
- ④ □オは、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

- 1 遭難通信 2 遭難通信、緊急通信及び安全通信 3 事項を統括管理する者 4 事項を担当する者
- 5 総務省令で定める業務経歴を有するもの 6 船舶局無線従事者証明を受けているもの
- 7 うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者 8 順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者
- 9 船舶の責任者 10 無線局の免許人

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、ア、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものも含む。）及びイ並びにウ（以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日のエまでに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注2）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その他の事項が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、オすることができる。

注1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。

2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

- |                                      |            |        |
|--------------------------------------|------------|--------|
| 1 総務省令で定める時期ごとに                      | 2 毎年1回     | 3 員数   |
| 4 員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行うものを含む。） |            |        |
| 5 時計及び書類                             | 6 計器及び予備品  | 7 2週間前 |
| 9 省略                                 | 10 その一部を省略 | 8 1箇月前 |

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備え付けておかなければならないものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸局及び特別業務の局の局名録  
イ 海上における人命の安全のための国際条約  
ウ 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表  
エ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧  
オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則